

令和5年7月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和5年7月11日(金) 午後2時30分~午後3時45分

2 場 所 四万十市役所 3階 防災対策室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	谷崎 容子	15	正木 卓夫
2	桑原 宏文	8	遠地 美千代	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
4	井上 靖好	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
5	加用 雅啓	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
6	安藤 久徳	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	山口 昇彦		
4	岡本 尚子	7	宮地 浩		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
9	山本 官	11	岡村 猛		

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(5件)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請

による許可申請進達について(1件)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)

第5号議案 非農地証明書の交付について(2件)

第6号議案 農用地利用集積計画(案)について(1件)

第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について

報告事項

その他

◆議長（福留会長）

只今から令和5年7月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号9番 山本 官 委員、議席番号11番 岡村 猛 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号13番 土居 忠栄 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2~6ページになります。

番号1。土地の表示は、蕨岡字南川井 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の71歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間155日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕うん機をリースしているとのことです。申請地は自宅から3分ほどの距離となっております。耕作面積は121アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は隣接する譲受人の田と一体的に利用していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は、伊才原字天神ノ岡 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の69歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴50年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機、乾燥機を所有しているとのことです。申請地は自宅から3分ほどの距離となっております。耕作面積は56アールとなります。

現在、申請地では水稻の栽培がされており、取得後も水稻の栽培を続けていく意向であるため、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は、下田字上馬越 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴3年の63歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、妻の2人となっております。農機具につきましては、畑に大

型の農機具が進入できないため所有していないことです。申請地は自宅から 15 分ほどの距離となっております。耕作面積は 2 アールとなります。

申請地は現在、一部休耕の場所もありますが、取得後は譲受人と妻がナスやピーマンなど季節野菜を中心栽培していくことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きましては、番号 4。土地の表示は、西土佐中半字猪尻打 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 57 年の 77 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 200 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 20 キロメートルの距離で、耕作面積は 49 アールとなっております。

また、申請地は現在、水稻や柿、栗を栽培しており、一部休耕地で維持管理されている所があります。取得後は譲受人が引き続き、水稻や柑橘類を植えていく意向であり、農地として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きましては、番号 5。土地の表示は、具同字東ノ丁 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 10 年の 69 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 100 日となっております。労働力は、譲受人と、夫の 2 人となっております。夫の農作業への従事日数は年間 200 日となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から 5 分ほどの距離となっております。耕作面積は 14 アールとなります。

申請地は現在、季節野菜等を栽培しており、取得後も引き続き季節野菜等を栽培していくことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番・2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 7 番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

6 月 25 日 1 時 40 分頃、東推進委員と譲受人の家に行き、聞き取りを行いました。まず、譲渡人と譲受人は義理の兄弟です。譲渡人は愛知県に住んでいて、高齢のため土地の整理をするという案件になります。申請地の状況ですが、国道があり、国道と直角に堤防が交わった所の 3 メートルくらい下の 3 畝ほどの三角の土地になります。その土地に隣接した所に譲受人の田んぼがあります。その三角形の所には機械も入らず、入って行く道もないというような土地になります。事務局の説明があって、本人が作るという意思があるということなので問題はないかと思われますが、現地確認した時は、きれいに草は刈っていました。譲受人はこれからも草刈りはするとの時は言っておりました。6 月 25 日 2 時頃、東推進委員と譲受人の家に行き、本人に聞き取りを行いました。申請地は、譲渡人が体が動かなくなったため 3 年くらい前より譲受人が耕作しています。この度、譲渡人が後継者がいないので現在耕作している譲受人に売買をするという案件です。譲受人は主に水稻を耕作しており、今回取得しようとしている農地についても水稻を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有して農地についても効率的に耕作しており、農作業に従事すると認められます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

谷崎委員が言われましたように、6月25日に谷崎委員と譲受人に会い話しを聞き、現地を見せてもらいましたが、1番の土地はなかなか機械も入らないという場所で、きれいに草刈りはしていたので、これからも草を刈って管理はするということですので問題はないと思います。2番も6月25日に谷崎委員と譲受人に会い話を聞きましたが、今まででも譲渡人が体の都合で作れないということで今までずっと作っていたようで、今もきれいに水稻を植えて管理しているようで問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番　畠中委員（下田地区担当）

電話での確認になりましたが、事務局の説明のとおりの内容で、問題ないと考えております。以上です。

◆議長（福留会長）

宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番　土居委員（西土佐中半地区ほか担当）

6月28日、山口推進委員と申請地の状況確認および譲受人からの聞き取りを行いました。申請地の状況は、田と畑で水稻・栗等を作付けしていました。また、一部については休耕地もありますが、草刈り等はしており管理はきれいにされています。譲受人は現在所有している農地はありませんが、今回申請している農地を以前より耕作しています。取得後においても同様に耕作していくことで、今後も農作業に常時従事するものと思われます。周辺農地等に影響はありません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐中半地区ほか担当）

6月28日、土居委員と現地確認と譲受人からの聞き取り調査を行いました。一部休耕地になっている所もありますが、維持管理はされています。現在耕作している田についても、ここ数年譲受人が作っていたようですので、特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15番 正木委員（具同地区担当）

6月26日に電話で譲受人に話を聞きました。譲渡人との関係は兄妹で、特別贈与ということの理由を聞いたのですが、特にはなく、譲受人の夫も退職して10年くらいで、農作業に従事しているので、この農地で季節野菜を作り、ふれあいとかそういう所にも出してみたいという意思があるということで、農業をするという話しさ伺いました。管理機とか軽トラック、大きな機械はないですが、畑を耕すくらいの機械は持っているといことです。問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

この案件については現地確認だけになりますが、7月6日に現地確認をしました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号 4番 井上委員（東山・下田地区担当）

番号4について質問します。譲受人が四万十市双海で、申請地は西土佐中半になっているので、かなり距離があると思いますが通いで管理をしに行っているということでしょうか。

◇議席番号 13番 土居委員（西土佐中半地区ほか担当）

以前から双海から通って作っている農地ですので、問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することいたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は7ページになります。番号1。土地の表示は具同田黒一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月27日に事務局と具同地区担当の正木委員及び申請関係者立会いのもと現地調査を行いました。また、6月28日には会長と事務局で現地調査を行いました。現地写真等につきましては、お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、保育所を建築するものです。場所については、さたけ小児科から北西に250メートルほどに位置する農地で、申請地の東側は幅員4メートルの道路、西側は幅員9メートルの道路、南側は宅地、北側は農地ですが、所有者からは転用の同意を得ています。生活雑排水は合併浄化槽を設置し東側および西側の既設側溝へ排水し、雨水についても東側および西側の既設側溝へ排水するため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は都市計画法による用途地域に指定されている第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということです。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

27日に事務局他と現地に行きました。保育所を広げるという計画が何年も前から地元としては話しを聞いていました、いよいよということになったということです。土地については四万十市が取得していました、それを保育所用に建設することです。自前の的には間違いないものだということで、公のすることですので信じておりますけど、今からどんな問題が発生するか分かりませんが、今のところは順調にいっているということの事務局の話です。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地委員（中村・具同東山地区担当）

7月6日に現地を確認しましたが、特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達についてと、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の1番について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

関連のある取下げ案件がありますので、まずそちらを説明します。別紙の取下げ資料の2ページをご覧ください。令和5年5月22日付で5条許可申請があり、令和5年6月総会で審議したもので、承認の議決を得て県へ許可申請進達をしていました。申請地は西土佐須崎字大竹877番、登記・現況とも地目は畠、申請面積は1,118m²のうち0.055m²および0.317m²の事業変更分です。事業計画変更により営農型太陽光パネルを追加設置するというものでしたが、計画変更により取り下げるものです。取り下げ後に、事業計画を変更した内容で再び申請書が提出されました。この申請内容については、今回の総会で審議する案件でございます。

農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達および農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は8ページ、9ページになります。

第3号議案と第4号議案の1番については関連があるため、まとめて説明いたします。

番号1。土地の表示は、西土佐須崎字大竹 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月28日に事務局で現地に向かい、須崎地区担当の篠田委員と宮地推進委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等についてはお手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この案件は令和5年1月総会で審議したもので、令和5年3月17日付けで許可済みです。この度、営農型太陽光発電施設の規模拡大のため、再び事業計画を変更するものです。前回の計画変更では、当初支柱本数の38本から50本、パネル枚数は240枚から350枚設置する予定でしたが、今回の計画変更では支柱本数は49本、パネル枚数は332枚へそれぞれ変更されます。隣接農地の所有者から転用についての同意を得ており、周辺農地への影響はありません。また、県の許可後3年間の一時転用となります。申請地は土地改良事業施行地であり、第1種農地となりますが、営農型太陽光発電施設の位置については転用が許可できる土地であり、事業計画変更は適当であると判断できます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐須崎地区ほか担当）

先月28日に宮地推進委員並びに事務局と現地確認を行いました。すでに許可が下りている案件なので、所有者の立会いは受けておりません。施行される方がかなりせっかちな方なので、既に施行されているのではないかと心配したのですが、写真のとおり荒地の状態でした。そのため計画のうえでは心配ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮地委員（西土佐須崎地区ほか担当）

先日、事務局と篠田委員と現地確認に行きました。申請者と顔を合わせておりませんので、今後の流れとかは全く分かっておりませんが、今後に期待をして応援したいという気持ちでいます。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

3年間の一時転用ということですが、面積が1,118m²と、その内の0.312とありますが、0.312というのは何の面積ですか。

○事務局

太陽光設備の枠組みがあると思いますが、その支柱の面積になりますので、わずかな面積となっています。この本数がかわったということで、今回 0.312 になるということです。以上です。

◆議長（福留会長）

他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達についてと、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の1番について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可後の事業変更申請による許可申請進達についてと、農地法第5条規定による許可申請進達の1番について、原案のとおり許可進達することといたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の2番・3番について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号2ですが、一旦取下げになってからの再度の申請になっておりますので、先に取下げの説明をいたします。令和5年3月20日付けで申請があり、令和5年4月総会で審議したもので、承認の議決を得て、令和5年4月11日付で県に許可申請進達をしていました農地法第5条許可申請です。申請は具同字ミノコシ 5978番1、登記・現況とも地目は田、申請面積は2,560m²のうち1314.86m²で、賃貸住宅を建築するというものでしたが、土地利用計画の変更のため、取り下げるものです。令和5年6月5日付で再度の申請があり、今回の総会で審議するものです。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。

番号2。土地の表示は、具同字ミノコシ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。この申請は6月総会において、取下げの報告をしたもので、再度の申請となります。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸住宅を建築するために宅地とするものです。場所については、四万十自動車学校より北に20メートルに位置する農地で、西側は水路、北側・南側は道路、東側は宅地と農地ですが、譲渡人所有の農地となっています。雨水については西側水路へ排水、生活雑排水については

合併浄化槽を経由して西側水路へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。

続きまして、番号3。土地の表示は、具同字北十七代割 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月27日、事務局と具同地区担当の正木委員及び申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。また、6月28日には会長と事務局で現地調査を行いました。お手元のタブレットの7ページ、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、倉庫と駐車場を建築するために宅地とするものです。場所については、中村西中学校より南東に約600メートルに位置する農地で、北側は宅地、西側は道路、東側および南側は農地ですが、転用についての同意を得ています。排水については、倉庫および駐車場のため生活雑排水は発生せず、雨水については西側水路へ排水します。このため、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「2番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

2番についてですが、計画変更で出し直してというところで現地も確認したところ、当初と比べると面積が減ってきています。会社が賃貸住宅を建てるということです。5条ですので、水の管理さえしっかりとしていただければ大丈夫だということで適切ということでございます。3番ですが、結構広い所で、今現在米蔵とういう米屋が建っています。その西側に倉庫と駐車場を整備して事業を拡げるという建物を建てるということです。これも5条ですので、周りの排水路それから道路については、埋め立てる時には道路、排水路なんかも引いてやるという約束があるということです。株式会社で企業ですので、状況を見ながら計画を注視していかなければと思っております。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

番号2ですが、ここは以前現地確認もした場所ですので、特に問題はないと思います。番号3ですが、ここは個人的には付き合いがある業者で、今倉庫が建っている隣に増築というか、また一つ倉庫を建てるのかなと思います。特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の2番・3番について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達の2番・3番について、原案のとおり許可進達することいたします。

続きまして、第5号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は11ページになります。

番号1。土地の表示は中村上小姓町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月27日に事務局と中村地区担当の岡崎委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。また、6月28日には会長と事務局で現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット9、10ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に住宅が建築されており、課税状況についても宅地での課税であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は具同字城谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。6月27日に事務局と具同地区担当の正木委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。また、6月28日には会長と事務局で現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では住宅が建築されており、その建築年が平成6年であることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

6月27日、事務局と申請代理人と現地の確認を行いました。先ほど事務局が説明したとおりで、現地は半世紀以上前の家屋で空き家となっており、屋根瓦が破損し、庭は草が茂っている状況でした。以上のことから、本市の非農地証明処理要領に基づき、非農地証明について適当であると考えています。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

7月6日に現地確認をしました。非農地証明を交付するにあたっては特に問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

写真のように宅地が建っていて、内側2メートル×20メートルくらいが非農地ということになっています。平成6年頃からなっているということで、人為的にされて15年以上経っていて、非農地の交付については問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

7月6日に現地確認をしましたが、非農地証明を交付するにあたっては特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画（案）について議題といたします。なお、関係者ですので、谷崎委員は退室をお願いいたします。

~~~~ 谷崎委員退室 ~~~~

◆議長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は12ページ、農用地利用集積計画書（案）は13ページになります。

それでは、1番と2番について説明いたします。借受人は蕨岡地区で水稻の栽培を行っている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、タブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和5年7月11日から令和15年7月10日までの10年間となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号12番 伊勢脇委員（富山地区担当）

東推進委員と借主と現地で会うことができました。現地は蕨岡の内川地区で自宅は高知谷であり同地区内で移動も差し支えなく作業ができるようです。また借主は地元集落営農組織の一員として先代からの米農家でもあり、今回の利用権設定については適当であると認めます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

今伊勢脇委員が言われましたように、伊勢脇委員と借受人と現地で話しを聞きましたが、問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席

番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農用地利用集積計画（案）について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

谷崎委員は入室してください。

～～～ 谷崎委員退室 ～～～

◆議長（福留会長）

続きまして、第7号議案 市長より照会がありました、農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第7号議案 農業経営基盤強化促進法の改正に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について説明いたします。

お手元の資料にあります、農業経営基盤強化促進法の改正に基づく四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更をご覧いただきながら、説明いたします。

まず、変更が必要となった背景ですが、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和5年4月1に施行されたことに伴うものとなります。今回の法改正の趣旨を説明させていただきますと、これまでの地域農業の将来の在り方や中心経営体を明確化した人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の作成について定められました。この地域計画の区域において、農業を担う者の確保や農地の集約化等の取り組みを進めることが主な内容となっております。

これに伴って新たに定められた項目の追加が必要となり、令和5年6月29日付けで高知県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」が変更されております。

農業経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」は、県の基本方針に即したものと規定されているため、市町村は県の基本方針の変更に伴い、令和5年9月末までに「市町村基本構想」を変更することになっており、本市をはじめ、県下各市町村もこの変更手続きを行っているところです。

「市町村基本構想」とは先ほど申しました「県の基本方針」に沿って、地域の実情を踏まえて市町村が独自の目標および各種施策を実施するために必要な事項・基準等定めたものであり、主に認定農業者や認定新規就農者

等の育成、農用地の利用集積や利用権の設定等の内容が盛り込まれています。平成 18 年 8 月 31 日に策定され、4 回目の変更が令和 4 年 2 月、今回で 5 回目の変更となります。この基本構想の変更を行うにあたっては、市長は農業委員会および JA の意見を聞くこととされており、今回の意思照会がされたものとなっています。

ここで、法改正の趣旨に出てくる「地域計画」の概要について簡単に説明いたします。資料の法に概要を記載しています。

地域計画は、資料の左側にありますこれまでの地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」を土台として、地域での「協議の場」での話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化するもので、基本構想を策定している市町村は策定が必須となっています。

資料の右側にありますが、地域計画では、地域の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として地域内の農業を担う者への集積、農業上の利用が行われる杭域・保全管理を行う区域の設定、多様な経営体の確保・育成の取組、農作業委託の取組等を盛り込み、10 年後に目指すべき農地利用の姿を示した地図「目標地図」を作成します。これは、農地の出し手、受け手の意向を踏まえて誰がその農地を利用していくかを一筆ごとに定めた地図となっています。

また、これまで認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の「中心経営体」を主としていましたが、地域計画では「中心経営体」に加えて「地域内の農業を担う者」として継続的に農地利用を行う中小規模の経営体も含めて幅広く位置づけすることとされています。

令和 7 年 3 月までに策定するよう法定化されていますので、これから 2 年間かけて策定していくようになります。

この地域計画の策定については、市町村基本構想に即して進めることになりますので、今回の基本構想の変更が必要ということになります。

また、資料の中ほど下にあります農地貸借等の関係ですが、今回の法改正によりまして地域計画に基づく権利移動へ移行していくこととなります。

農地の権利移動の手続きについては大きく 3 つのルート、①基盤強化法によるもの、②機構法（農地中間管理機構）によるもの、③農地法によるものがありますが、まず基盤強化法に基づく利用権設定は廃止となります。これは令和 6 年度までの 2 年間は経過措置がありますが、地域計画を策定する地域としていない地域で取り扱いが変わります。地域計画が策定された地域は、基盤強化法に基づく利用権設定はできなくなり、農地中間管理機構または農地法による権利移動となります。地域計画の策定がない地域では、基盤強化法に基づく利用権設定は令和 6 年度までの 2 年間はできますが、令和 7 年度以降は農地法による権利移動となります。農地中間管理機構は地域計画策定地域で作成する促進計画に基づく権利移動に、農地法は現行のままとなります。

地域計画の策定については、これから進めていくことになりますので、今日ここでは概要のみの説明とさせていただきます。

次に、今回の基本構想の主な改正点について説明します。お手元の資料にあります「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の主な改正点」をご覧ください。

今回の法改正による変更が必要な部分は赤字で示していますが、第 3、第 4、第 5 の項目となっています。大きく項目が変わる訳ではなく、地域計画の策定に関して新設項目の追加として必須の変更が必要となるものです。

まず、第 3 の項目ですが、4 つの項目の追加が必要となっています。

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 2 市町村が主体的に行う取組
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

といった項目です。

「1 農業を担う者の確保及び育成の考え方」ですが、先ほど地域計画の概要の説明でも申しましたが、これまでの認定農業者や認定新規就農者に加えて、農業を担う者として多様な人材の確保として雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など中小規模の経営体も含むと言った内容尾を記述します。

次に「2 市町村が主体的に行う取組」ですが、新たに農業を担う者として就農等希望者の受入から定着に向けたサポートについて記述します。

次に「3 関係機関との連携・役割分担の考え方」ですが、関係機関との連携等を記述します。

最後に、「4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」ですが、就農に関する必要な情報の収集・相互提供等について関係者の連携等を記述します。

次に、第4の項目ですが、1つの項目の追加が必要となっています。

#### 4 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

といった項目です。

この項目は、地域計画の策定を通じた農業を担う者への農用地の集積等に関する内容を記述します。

また、第4については、農用地利用集積計画（利用権設定）に関する記載がある項目ですが、先ほど地域計画の概要で申したとおり、地域計画の策定の関係で利用権設定が廃止となりますので、本来なら内容が変わってくる項目ですが、令和6年度まで2年間の経過措置の期間がありますので削除等の変更はしないこととします。

次に、第5の項目ですが、2つの項目の追加が必要となっています。

#### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

といった項目です。

「1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項」ですが、法に基づく地域計画策定にあたっての協議の場の設定や地域計画の策定の進め方、地域計画に基づく利用権設定等について記述します。

次に、「5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業」ですが、地域計画の実現に向けて農作業の委託の促進について記述します。

以上が、主な改正点の説明です。その他、今回の法改正による必須の変更はない項目ですが、第1、第2、第2の2については、前回の変更が令和4年2月ですので、特に農業経営の指標について農業振興センターやJAの意見を聞いていますので、現状に合わせた修正をします。

以上、今回の基本構想の変更に関する主な内容の説明でございます。このような内容で変更の手続きを進めていきたいと思いますので、この変更についてご承認いただければと思います。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終りました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

#### ○事務局

少し補足させていただきます。要は、令和5年3月末までは、人・農地プランというものを作つて、それぞれ

農業委員・推進委員に協力願って作ったものなのですが、それは法定化されたものではなく任意のものでした。これが今度地域計画というものを作りなさいということで、法定化されています。この法定化されているなかに、目標地図とか、要は色を塗って、ここは将来的な所有者がいるとかいないとか、そういうことを見やすくした図面を作りながら、それぞれの地域の将来のことを見て下さいといったことが地域計画となるんですけど、それを令和7年3月までに農業委員の協力も得ながら作って下さいということになっています。それが出来たら、目標地図といって簡単なものではなくて、農地版の国土調査みたいなことには厳密に言えばなってくるんですけど、そういうものをあって、令和7年の4月からは利用権設定がなくなるといったようなことになります。農業を担う者ということで、今まで人・農地プランで中心的経営体ということで、認定農業者だとか集落営農組織だとか、そういうもので4つくらいに分類されて、そこに位置づけされていましたが、それだけでは中々担い手が少ないとということで、ある意味ちょっと緩和をして、農地を3反以上持つてなくてもいいとか下限面積の撤廃もありましたけど、広く担い手を集める、求めるということで要は緩和されていったという内容になります。こういったことが今後地域計画の策定をするにあたって、色々農業委員の協力を求めていくことになりますが、その前段として市の基本構想というものを順番として国が変えました、県が変えました、今度は市町村が変えてくださいということが9月末までに求められていますので、その事務手続きをするにあたって今回の7月総会にかけて決定させてもらったものを県に出すといったような流れになりますので、今回変更の内容で説明いたしました。大まかにいうと法改正の旨を基本構想に反映しているだけですので、後は現状に則して営農累計とかの数値がありますが、それが変更になっているといったような内容になります。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終りました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について、採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見については、これを適当と認め回答することいたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地法5条の許可後の取下げが2件、農地法5条の取消し願の提出が1件ありましたので、それぞれ報告いたします。

取下げは、先ほどの第3号議案・第4号議案のなかで説明いたしましたので説明は省略いたします。

会長専決により決裁をして、この度報告をさせていただくものです。

取消し願について報告します。令和2年5月18日付けで申請があり、令和2年6月総会で審議したもので、令和2年8月13日付で許可済みとなっている農地法第5条の案件です。申請地は渡川一丁目70番2、登記・現況とも地目は畠、申請面積は271m<sup>2</sup>で、自己住宅を建築するというものでしたが、譲受人の都合により、転用行為を実現することができなくなつたため、許可を取り消すものです。なお、同じ申請地について令和5年4月20日付けで農地法第5条許可申請がされており、既に許可となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和5年7月11日

議長 福留宣彦

署名委員 伊勢伊精蔵

署名委員 土居忠栄